

# 今年度の司法試験受験を「三振制」から 除外することを求める議長声明

本年5月11日から15日まで、今年度司法試験が行われた。本年3月11日の東日本大震災からわずか2カ月のうちの実施である。

東日本大震災が未曾有の被害をもたらしていることは報道などにより日々明らかにされているが、地震と津波による被害、さらには、福島第1原発の苛酷事故による放射能禍などによって、今年度司法試験をめざして準備をすすめてきた受験生にも深刻な影響がおよんでいる。

親戚や知り合いを震災で失った受験生もあり、また、避難所生活や安否確認などで受験勉強ができなかった受験生もいる。さらに、大規模な余震のたびにライフラインが切断される不安を覚える状況のもとで受験勉強に集中することができないまま試験に臨んだ受験生が相当数いることは想像に難くない。

新司法試験では、受験年数・回数を卒業5年以内に3回とする制度が行われており、これについては、従来から批判的な意見が聞かれてきた。まして、上記のような状況のもとでハンディを負った受験生が多数存在するもとの、この制度が適用されることは受験生にとって大変に酷な結果とならざるを得ない。また、直接の被災地以外でも、親戚や知人を失ったり、安否確認、放射能禍への不安などで受験勉強が中断した受験生は少なくないと考えられる。震災により影響を受けた受験生のみを選別することには技術的な困難を伴うであろう。

こうした点から、青年法律家弁護士学者合同部会は、今年度の司法試験については、全ての受験生について、卒業後5年以内に3回とする受験年数・回数制限から除外するよう、所要の法的措置をとることを求めるものである。司法試験終了後の法律改正であっても、受験生に不当な不利益をおよぼすなどの問題が生じるものでないから、十分に可能と考える。

2011年 5月18日

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議長 鳥海 準